

令和5年3月15日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

福祉厚生常任委員会

委員長 関川 翔

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和4年第2回意見交換会時要望・意見に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和4年12月7日、令和5年1月23日、3月7日
- 3 意見 別紙のとおり

【福祉厚生常任委員会】 令和4年第2回市民との意見交換会（要望・意見）

	要望・意見	回答
1	高齢者の移動支援について、タクシーの補助や買い物を運んでくれるサービスを検討できないか。	市では、市内55か所で移動スーパーによる巡回販売があります。スーパーやコンビニ等の独自の取組で御自宅に配送するサービスが増えてきているようです。今後も高齢者の移動・買い物等の生活支援に関して、議会としてもより良くなるよう注視してまいります。
2	高齢者の移動手段について、タクシー会社と自治会が連携してほしい。	他市において市の公用車を自治会に貸し出すなど連携する事例があります。自治会からのお問い合わせ・提案があれば連携を検討するそうです。タクシー会社に関しては、高齢者や障がい者等、移動困難な方を中心に助成券を発行しています。また、公共交通政策については、議会でも注視してまいります。
3	高齢者の移動手段について、車を使わず、バスの利用者を促進してほしい。	老人福祉センターあけぼの、さくら荘、総合病院等、高齢者の御利用が多い施設もコミバスの停留所となっています。引き続き、市では利用者の促進をしていくそうです。
4	高齢者の移動手段について、移送団体の補助金をうまく使ったらどうか。	移送団体・福祉有償運送については補助金を交付しています。また、サービスを受けている利用者に対して、所得状況に応じ、利用料金を助成する券を交付しています。議会としては、更なる充実を求めてまいります。
5	あけぼの、ウェルネスプラザの職員がごみの分別をしていないようだ。	指定管理者と職員が連携し、ゴミの分別について指示を徹底していくと回答がありました。
6	かたらいの郷のお風呂が16時半までしか使えないのはなぜか。	17時が閉館時間となっています。目安として、終了時間30分前には浴場から上がっていただく時間のお知らせをしているそうです。
7	かたらいの郷のお風呂にシャンプー、リンス等を配置してほしい。	安価な利用料で御利用いただくために配置していません。なお、シャンプー・リンス等は窓口で販売しておりますので、ご利用ください。
8	かたらいの郷で靴やスリッパなどの盗難が多発しているのを、しっかり対応してほしい。	盗難の報告はないようですが、履き違い等はあるようです。議会から、市に対し、指定管理者に盗難や履き違い等が発生しないよう対策を検討するよう要望しました。

9	<p>あいサポートについて、市民の方々に広めていったらどうか。(自治会単位の講習等)</p>	<p>市広報紙、ホームページ、イベント等でPR活動を行ってきました。 なお、今のところ自治会から要望はありません。民生委員・企業に対して講習を行った実績があります。今後、市政協力員連絡協議会でも周知していきます。 自治会単位等で要望があれば、無料で出前講座ができます。 議会としましても、あいサポート研修を受けました。今後、あいサポートについて周知に努めたいと思います。</p>
10	<p>目が見えない方はすぐ分かるが、難聴などの人が歩道を歩いているときは、分からなから発信してほしい。</p>	<p>市としては、ヘルプマークやヘルプカードを障がい者のみならず内部障がいの方や妊娠されている方等、援助や配慮を必要としている方にお渡ししているようです。 日頃から地域で暮らす方の中には、何かしらの障がいがある方もいるということを知ることが重要であると思います。中には、障がいがあることを自ら発信したくない方もいらっしゃいます。その場合には、その方から周りの方に対して配慮をお願いします、と意思疎通を図っていただくほかないと考えられます。あいサポート運動を通して、多様な障がいの特性を知り、困っているときにちょっとした手助けや配慮ができるよう周知したいと思います。 また、市では、手話通訳者等を派遣する意思疎通支援事業を行っており、議会としてもこちらを周知してまいりたいと考えています。</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアカーを試乗できるようにしてほしい(福祉まつり等) ・シニアカーの補助金はあるか。介護保険制度を利用できるか。 	<p>市内には、シニアカーを含む福祉用具の貸与を行っている福祉用具サービス事業所が4か所あります。 シニアカーの展示や試乗について、今後の市イベント等の内容に盛り込んでいただくよう議会として要望していきます。 介護保険の制度上、基本的に要介護2以上の方は、シニアカーを含む車いすの給付対象になっています。なお、その方の状況によって負担割合が異なります。</p>